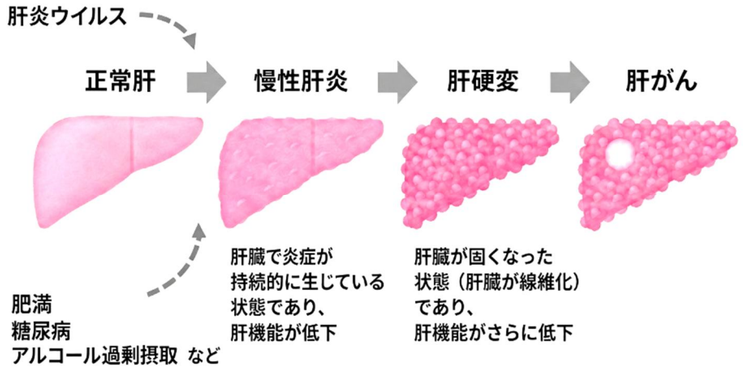
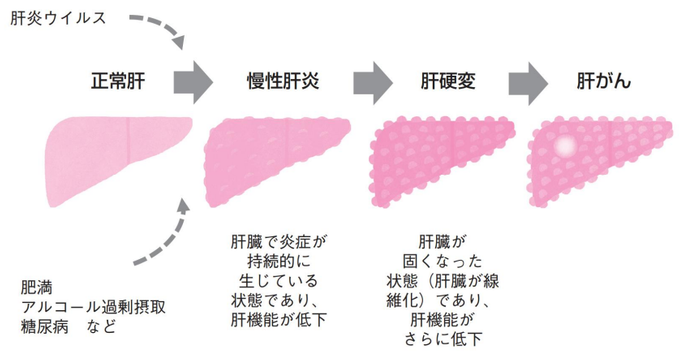
令和８年 11 月 12 日	資料４
第１回　治療と就業の両立支援の推進に関する検討会	

下線部：追加修正した箇所、網掛け：削除した箇所

改定案	現　行
肝疾患に関する留意事項 以下は、肝疾患に罹患した労働者に対して治療と就業の両立支援を行うに当たって、治療と就業の両立支援指針の内容に加えて、特に留意すべき事項をまとめたものである。 **１　肝疾患に関する基礎情報** **（１）肝疾患の発生状況** 肝臓は、身体に必要な様々な物質をつくり、不要になったり、有害であったりする物質を排泄、解毒するなど、生きていくために必須の臓器である。 肝臓は再生する能力が高く、病気がある程度進行しないと自覚症状が現れないため、「沈黙の臓器」と呼ばれている。そのため、症状が出るころには、肝硬変など病気が進行した状態となっている場合がある（図１）。 肝疾患の主な原因としては、肝炎ウイルスの感染（ウイルス性肝炎）と、肥満、糖尿病、アルコール過剰摂取などによる肝臓への脂肪蓄積（脂肪性肝疾患）が多いが、免疫の異常による場合（自己免疫性疾患）もある。 一般定期健康診断における肝機能検査の有所見率は 16.0%である[1]。 肝臓の機能は、一般定期健康診断等で行う血液検査において正常かどうかが分かる。検査項目のうち、AST（GOT）やALT（GPT）は肝臓の細胞が壊れると上昇し、γ-GT（γ-GTP）は飲酒や肥満で上昇することから、これらを測定することは肝疾患の早期発見につながる。 慢性肝炎や肝硬変などは長期間にわたると肝がんを併発する頻度が高く、その原因や進展度に応じた間隔で、腹部超音波などの画像検査とがん発見のための血液検査を実施する必要がある。 ＜図１ 肝疾患の進行イメージ＞  ※イラスト出典：肝炎情報センター [1] 労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断において、肝機能検査に有所見のあった者の割合（有所見率）。令和７年定期健康診断結果調	**肝疾患に関する留意事項** 以下は、肝疾患に罹患した労働者に対して治療と就業の両立支援を行うに当たって、治療と就業の両立支援指針の内容に加えて、特に留意すべき事項をまとめたものである。 **１　肝疾患に関する基礎情報** **（１）肝疾患の発生状況** 肝臓は、身体に必要な様々な物質をつくり、不要になったり、有害であったりする物質を解毒、排泄するなど、生きていくために必須の臓器である。 肝臓は再生する能力が高く、病気がある程度進行しないと自覚症状が現れないため、「沈黙の臓器」と呼ばれている。そのため、症状が出るころには、肝硬変など病気が進行した状態となっている場合がある（図１）。 （記載場所移動） 肝臓の機能は、一般定期健康診断等で行う血液検査において正常かどうかが分かる。検査項目のうち AST（GOT）や ALT（GPT）は肝臓の細胞が壊れると上昇し、γ-GTP は飲酒や肥満で上昇することから、これらを測定することは肝疾患の早期発見につながる。 肝疾患は長期間にわたると肝がんを併発する頻度が高く、その原因や進展度に応じた間隔で、腹部超音波などの画像検査とがん発見のための血液検査を実施する必要がある。 ＜図１ 肝疾患の経過＞  ※イラスト出典：肝炎情報センター 肝疾患の主な原因としては、肝炎ウイルスの感染（ウイルス性肝炎）と、肥満、糖尿病、飲酒などによる肝臓への脂肪蓄積（脂肪性肝疾患）が多いが、免疫の異常による場合（自己免疫性疾患）もある。 これらの疾患等により、就労世代の 15.8%が肝機能検査において異常を認めている[1]。 [1] 労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断において、肝機能検査に有所見のあった者の割合（有所見率）。令和４年定期健康診断結果調

＜主な肝疾患＞

主な疾患	概要
肝炎ウイルスによる肝疾患	・B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスなどにより、肝臓に炎症が生じ、肝臓の細胞が壊れる病気。 ・B型肝炎ウイルスによる肝炎をB型肝炎、C型肝炎ウイルスによる肝炎をC型肝炎と呼ぶ。 （肝炎を引き起こす主な肝炎ウイルスにはA、B、C、D、E型があり、慢性肝炎の原因となるのは主にB型、C型である。） ・一般定期健康診断等における肝機能検査が正常でも、肝炎ウイルスに感染している可能性があり、感染しているかどうかの診断には、肝炎ウイルス検査を受けることが必要である。
脂肪性肝疾患	・肥満、糖尿病、アルコール過剰摂取などの生活習慣が原因で、肝臓の細胞に脂肪がたまる病気。 ・脂肪性肝疾患は近年増加傾向にあり、肝硬変や肝がんに至るケースもあることから、単なる生活習慣病として軽視することなく適切な対応を図る必要がある。 ・一般定期健康診断等の血液検査や超音波検査を契機として発見されることも多いため、産業医や産業保健スタッフによる保健指導等が重要となる。
自己免疫性肝疾患	・免疫機能に異常が生じ、自身の肝臓を誤って攻撃してしまい、肝臓に障害が出る病気。

（2）主な肝疾患の治療

肝疾患の場合、病気があまり進行しておらず、症状が出ていない段階であっても、通院による治療や経過観察が必要な場合がある。

アルコールや肥満などは肝機能障害のリスクとなるため、食事療法や運動療法が重要である。過度の運動制限・安静などはむしろ病気を悪化させる場合がある。

ウイルス性肝炎に薬物療法を行う場合は注射薬や飲み薬による治療が行われ、定期的な通院が必要となる。B型肝炎においては、飲み薬による治療のほか、注射（インターフェロン）による治療が行われている。C型肝炎においては、従来の治療法（インターフェロン治療）に比べて副作用が少なく、治療効果の高い治療法（インターフェロンフリー治療）が主流となっている。

病気が進行し、肝臓の機能低下によって倦怠感、食欲不振、浮腫などの症状が出てくると、これらの症状を軽減するための治療も並行して行われる。その際は運動制限や安静などが必要な場合もある。

肝がんを併発した場合にはその治療を行うが、一度治療が終了した後も、繰り返し治療が必要になる場合もある。

治療法や治療に伴う副作用等は、肝疾患の原因や進行度によっても異なるため、個別に確認が必要である。

＜主な肝疾患＞

主な疾患	概要
肝炎ウイルスによる肝疾患	・B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスなどにより、肝臓に炎症が生じ、肝臓の細胞が壊れる病気。 ・B型肝炎ウイルスによる肝炎をB型肝炎、C型肝炎ウイルスによる肝炎をC型肝炎と呼ぶ。 （肝炎ウイルスにはA～G型があるが、慢性化するのは主にB型、C型である。） ・肝炎ウイルスに感染しているかどうかの診断には、一般定期健康診断等における血液検査とは別に、肝炎ウイルス検査を受けることが必要である。
脂肪性肝疾患	・肥満、糖尿病、アルコール過剰摂取などの生活習慣が原因で、肝臓の細胞に脂肪がたまる病気。脂肪肝から脂肪性肝炎、肝硬変へと進行することがある。 ・血液検査や超音波検査などで病気かどうかが分かる。 （新設） （新設）
自己免疫性肝疾患	・免疫機能に異常が生じ、自身の肝臓を誤って攻撃してしまい、肝臓に障害が出る病気。

（2）主な肝疾患の治療

肝疾患の場合、病気があまり進行しておらず、症状が出ていない段階であっても、通院による治療や経過観察が必要な場合がある。

いずれの肝疾患においても、アルコールや肥満などは肝機能障害のリスクとなるため、食事療法や運動療法が重要である。過度の運動制限・安静などはむしろ病気を悪化させる場合がある。

ウイルス性肝炎に薬物療法を行う場合は注射薬や飲み薬による治療が行われ、定期的な通院が必要となる。C型肝炎においては、従来の治療法（インターフェロン治療）よりも副作用が少なく、治療効果の高い治療法（インターフェロンフリー治療）が受けられるようになっている。

病気が進行し、肝臓の機能低下によって倦怠感、食欲不振、浮腫などの症状が出てくると、これらの症状を軽減するための治療も並行して行われる。その際は運動制限や安静などが必要な場合もある。

肝がんを併発した場合にはその治療を行うが、一度治療が終了した後も、繰り返し治療が必要になる場合もある。

治療法や治療に伴う副作用等は、肝疾患の原因や進行度によっても異なるため、個別に確認が必要である。

＜主な肝疾患の治療法＞

肝疾患共通	・食事療法・運動療法による、生活習慣の改善が治療の基本となる。 ・肥満に対しては標準体重を目標として、食事療法と運動療法で減量するように努める。
肝炎ウイルスによる肝疾患に対する治療	・原因となるウイルスに対して、注射薬や飲み薬による治療を行う。 ・治療終了後も肝がん等の発生がないかを確認するため、定期的な経過観察のための通院が必要である。 ・注射によるインターフェロン治療の場合は週に1回、半年～1年間の通院が必要になったり、入院したりする場合がある。 ・B型肝炎では飲み薬を生涯にわたって服用する治療が一般的であるが、注射によるインターフェロン治療を行う場合がある。 ・C型肝炎では、近年、内服薬のみのインターフェロンフリー治療が主流化しており、２～３か月の治療が多い。
自己免疫性肝疾患に対する治療	・免疫異常に対して、飲み薬による治療を行う場合がある。
肝がんに対する治療	・肝切除（がんとその周囲の肝臓の組織を手術によって取り除く治療）や、体の外から針を刺してがんを焼灼するラジオ波焼灼療法やマイクロ波凝固療法、カテーテルを用いて肝臓がんを養う動脈から抗がん剤を注入したり、動脈を人工的にふさいでがんの成長を止める治療（肝動脈化学塞栓療法）、抗がん剤の内服・点滴による治療、肝移植などがある。 ・ラジオ波焼灼療法やマイクロ波凝固療法は比較的身体への負担が小さく、手術に比べて短期間で社会復帰できる場合が多いが、その他の治療法では治療期間が長期になることもある。 ・抗がん剤の内服・点滴は通院しながら行える。以前は入院で行うことが多かったが、近年は外来通院で行うケースも増えている。

※参考：日本肝臓学会発行「肝臓病の理解のために」、肝炎情報センター掲載情報、がん情報サービスから作成

＜主な肝疾患の治療法＞

肝疾患共通	・食事療法・運動療法による、生活習慣の改善が治療の基本となる。 ・肥満に対しては標準体重を目標として、食事療法と運動療法で減量するように努める。
肝炎ウイルスによる肝疾患に対する治療	・原因となるウイルスに対して、注射薬や飲み薬による治療を行う。 ・治療終了後も肝がん等の発生がないかを確認するため、定期的な経過観察のための通院が必要である。 ・注射によるインターフェロン治療の場合は週に1回、半年～1年間の通院が必要になったり、入院したりする場合がある。 ・B型肝炎では飲み薬を生涯にわたって服用する治療が一般的であるが、注射によるインターフェロン治療を行ったりする場合がある。 ・C型肝炎では、近年、飲み薬のみのインターフェロンフリー治療が主流化しており、３か月～半年の治療が多い。
自己免疫性肝疾患に対する治療	・免疫異常に対して、飲み薬による治療を行う場合がある。
肝がんに対する治療	・肝切除（がんとその周囲の肝臓の組織を手術によって取り除く治療）や、体の外から針を刺してがんを焼灼するラジオ波焼灼療法、カテーテルを用いて肝臓がんを養う動脈から抗がん剤を注入したり、動脈を人工的にふさいでがんの成長を止める治療（肝動脈化学塞栓療法）、抗がん剤の内服による治療、肝移植などがある。 ・抗がん剤の内服は通院しながら行えるが、他の治療法は入院が必要である。 ・ラジオ波焼灼療法は比較的身体への負担が小さく、手術に比べて短期間で社会復帰できる場合が多いが、その他の治療法では入院期間が長期になることもある。

※参考：日本肝臓学会発行「肝臓病の理解のために」、肝炎情報センター掲載情報、がん情報サービスから作成

2　両立支援に当たっての留意事項

（1）肝疾患の特徴を踏まえた対応

ア　一般的な対応

- 肝疾患は、病気があまり進行しておらず、症状が出ていない段階であっても、通院による治療や経過観察が必要である。治療を中断すると病気や症状が急激に悪化する場合があるため、労働者から通院等への配慮の申出があれば、事業主は、海外出張や不規則な勤務を避ける等、必要な配慮を検討し、対応することが望ましい。
- 飲み薬による治療では、薬を飲むタイミングが一定でないこと（食事と食事のあいだ、空腹時など）もあるため留意する。
- 注射によるインターフェロン治療では、一時的に副作用が現われることがあるため、体調等への配慮の申出があれば、柔軟に対応することが望ましい。
- 一般に、過度な安静は不要であり、適度な運動を行うことで体力の維持、肝臓への脂肪沈着の予防などの効果が見込まれることにも留意する。
- 治療終了後も、肝がん等への進行がないかを確認するため、定期的な経過観察のための通院が必要となる場合もある。事業主は労働者からの通院に関する申出があれば、配慮することが望ましい。

イ　肝硬変の症状がある場合の対応（倦怠感、食欲不振、浮腫など）

- 初期は自覚症状がほとんどないが、症状がなくても定期的な検査・受診が必要になる場合があるため、通院に必要な時間を確保できるよう配慮を検討することが望まれる。
- 治療中は一般に、過度な安静は不要であるが、倦怠感や食欲の低下等により体力が低下したり、病気の進行度によっては安静が必要なこともある。事業主は労働者から体調が悪い等の申出があれば、配慮することが望ましい。
 また、肝硬変が進行すると、倦怠感、食欲不振、浮腫、腹水、血が止まりにくい、などの症状が出現する。食道・胃静脈瘤がある場合は、静脈瘤破裂による吐血を引き起こす可能性がある。
- なお、病状が進行すると、記憶力の低下や瞬時の判断が遅れるなどの症状が出ることもある。そうした場合には、身体的な負荷は小さくとも車の運転など危険を伴う作業は控える等の措置が必要なこともあるため、個別に確認が必要である。

ウ　肝がんの労働者への対応

- 肝がんに移行すると、通院による治療だけでなく、入院を伴う治療も必要となる。また、一度治療が終了しても、経過によっては繰り返し治療が必要になることがある。事業主はこうしたことを念頭に置き、状況に応じて配慮することが望ましい。

2　両立支援に当たっての留意事項

（1）肝疾患の特徴を踏まえた対応

ア　一般的な対応

- 肝疾患は、病気があまり進行しておらず、症状が出ていない段階であっても、通院による治療や経過観察が必要である。治療を中断すると病気や症状が急激に悪化する場合があるため、労働者から通院等への配慮の申出があれば、事業主は、海外出張や不規則な勤務を避ける等、必要な配慮を検討し、対応することが望ましい。
- 飲み薬による治療では、薬を飲むタイミングが一定でないこと（食事と食事のあいだ、空腹時など）もあるため留意する。
- 注射によるインターフェロン治療では、一時的に副作用が現われることがあるため、体調等への配慮の申出があれば、柔軟に対応することが望ましい。
- 一般に、過度な安静は不要であり、適度な運動を行うことで体力の維持、肝臓への脂肪沈着の予防などの効果が見込まれることにも留意する。
- 治療終了後も、肝がん等への進行がないかを確認するため、定期的な経過観察のための通院が必要となる場合もある。事業主は労働者からの通院に関する申出があれば、配慮することが望ましい。

イ　肝硬変の症状がある場合の対応（倦怠感、食欲不振、浮腫など）

- （新設）
- 治療中は一般に、過度な安静は不要であるが、倦怠感や食欲の低下等により体力が低下したり、病気の進行度によっては安静が必要なこともある。事業主は労働者から体調が悪い等の申出があれば、配慮することが望ましい。
 （新設）
- なお、病状が進行すると、記憶力の低下や瞬時の判断が遅れるなどの症状が出ることもある。そうした場合には、身体的な負荷は小さくとも車の運転など危険を伴う作業は控える等の措置が必要なこともあるため、個別に確認が必要である。

ウ　肝がんの労働者への対応

- 肝がんに移行すると、通院による治療だけでなく、入院を伴う治療も必要となる。また、一度治療が終了しても、経過によっては繰り返し治療が必要になることがある。事業主はこうしたことを念頭に置き、状況に応じて配慮することが望ましい。

（2）肝疾患に対する不正確な理解・知識に伴う問題への対応

B 型肝炎ウイルスは血液や体液を介して感染し、また、C 型肝炎ウイルスは血液を介して感染するものである。そのため、会話や握手、会食（一緒に食事をすること）など、通常の日常生活や就業の範囲では感染することはない。なお、肝炎ウイルスの感染の有無にかかわらず、出血を伴う傷がある場合には、絆創膏等により適切に保護し血液への接触を防ぐ等、感染症を予防するための基本的な対策を行うことが推奨される。

しかしながら、周囲が感染のリスクについて誤った認識を持つことがあり、就業の継続のための理解や協力が得られない場合もある。このため、事業主は日頃から、疾患に関する正しい知識の啓発や環境の整備等を行うことが重要である。

また、労働者が就業上の措置や治療に対する配慮を求める場合、事業主は労働者本人の意向を十分に確認し同意を得て、配慮の結果、負担がかかる同僚や上司等には、配慮を実施するために必要な限度で、情報を提供できるよう努める。

＜利用可能な支援機関＞

・肝疾患に関する情報は肝炎情報センター、肝疾患診療連携拠点病院・肝疾患相談支援センター等にお問い合わせ下さい。

名称	概要
肝炎情報センター	肝炎情報センターは肝炎診療の均てん化・医療水準の向上をさらに全国的に推進するため、インターネット等による最新の情報提供等を行う。 ※詳細は下記URLをご参照下さい。 （https://www.kanen.jihs.go.jp/about/index.html）
肝疾患診療連携拠点病院	肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため整備が進められてきた病院（令和7年４月１日現在で47都道府県・72拠点病院）であり、肝疾患に係る一般的な医療情報の提供や医療従事者や地域住民を対象とした研修会・講演会の開催や肝疾患に関する相談支援等を行う。 ※詳細は下記URLをご参照下さい。 （https://www.kanen.jihs.go.jp/facility/hosp_list.html）
肝疾患相談支援センター	都道府県が指定する肝疾患診療連携拠点病院において、肝疾患相談支援センターを設置している。同センターには相談員（医師、看護師等）を配置し、患者及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報の収集等を行う。また、保健師や管理栄養士を配置し、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を行う。 ※詳細は下記URLをご参照下さい。 （https://www.kanen.jihs.go.jp/support_center/list/support_list.html）

・各種助成制度については、都道府県、最寄の保健所や拠点病院等までお問い合わせください。

（2）肝疾患に対する不正確な理解・知識に伴う問題への対応

慢性化する B 型及び C 型肝炎ウイルスは血液を介して感染するものである。そのため、会話や握手、会食（一緒に食事をすること）など、通常の日常生活や就業の範囲では感染することはほとんどない。

しかしながら、周囲が感染のリスクについて誤った認識を持つことがあり、就業の継続のための理解や協力が得られない場合もある。このため、事業主は日頃から、疾患に関する正しい知識の啓発や環境の整備等を行うことが重要である。

また、労働者が就業上の措置や治療に対する配慮を求める場合、事業主は労働者本人の意向を十分に確認し同意を得て、配慮の結果、負荷がかかる同僚や上司等には、配慮を実施するために必要な限度で、情報を提供できるよう努める。

＜利用可能な支援機関＞

・肝疾患に関する情報は肝炎情報センター、肝疾患診療連携拠点病院・肝疾患相談支援センター等にお問い合わせ下さい。

名称	概要
肝炎情報センター	肝炎情報センターは肝炎診療の均てん化・医療水準の向上をさらに全国的に推進するため、インターネット等による最新の情報提供等を行う。 ※詳細は下記URLをご参照下さい。 （https://www.kanen.jihs.go.jp/about/index.html）
肝疾患診療連携拠点病院	肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため整備が進められてきた病院（令和7年４月１日現在で47都道府県・72拠点病院）であり、肝疾患に係る一般的な医療情報の提供や医療従事者や地域住民を対象とした研修会・講演会の開催や肝疾患に関する相談支援等を行う。 ※詳細は下記URLをご参照下さい。 （https://www.kanen.jihs.go.jp/cont/060/hosp.html）
肝疾患相談支援センター	都道府県が指定する肝疾患連携拠点病院において、肝疾患相談支援センターを設置している。同センターには相談員（医師、看護師等）を設置し、患者及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報の収集等を行う。また、保健師や栄養士を配置し、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を行う。 ※詳細は下記URLをご参照下さい。 （https://www.kanen.jihs.go.jp/cont/060/center.html）

・各種助成制度があるので都道府県、最寄の保健所や拠点病院等までお問い合わせください。